

令和3年4月23日

市民の皆様

市立小中学校保護者の皆様

寝屋川市教育委員会

緊急事態宣言に伴う学校園の対応について

令和3年4月25日から、大阪府内全域において緊急事態宣言が発出されることとなりました。

本市の対応フェーズは、「フェーズ5」となり、学校園に関しては、本来、「完全休校園」とするところですが、以下の理由から、本市の対応方針に基づいた対策を行うことで、「通常登校園（選択登校制）」とします。

- ① 本市の対応方針に基づいた学級休業等の措置を行うことで、感染リスクを抑える「防疫体制」の整備や、感染拡大防止の対応ができていること。
- ② 「選択登校制」と「授業のライブ配信」の活用により、教育の機会を保障しながら、ご家庭に寄り添う体制が整備されていること。

「通常登校園（選択登校制）」を行うにあたり、下記のとおり、一層の感染症対策を進めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 感染リスクの高い活動の一時的停止について

以下の例に示す「予防対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、一時的に停止します。

- ・「長時間の対面方式となるグループワーク等」及び「一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「身体的接触が考えられる距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内での合唱及びリコーダーやハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・図画工作、美術等における「身体的接触が考えられる距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・技術家庭における「身体的接触が考えられる距離で活動する調理実習等」

2. 体育における活動について

以下の点に留意して実施します。

- ・運動時は原則、マスク着用とし、激しい呼気が生じる運動は行わない。マスクを外しての運動を行う場合は、飛沫感染を避けるために10m以上の間隔を空け、個人で行うもののみとする。
- ・可能な限り屋外で実施することとし、体育館など屋内で実施する場合は、距離

を空け、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。

- ・集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う内容とする。
- ・着替えや移動、授業中の教師による指導内容の説明時や用具の準備や後片付けの際には、必ずマスクを着用する。
- ・持久走の指導は行わない。

3. 部活動について

大阪府の要請に基づき、原則休止とします。(公式大会への出場等、学校が必要と判断する場合は、活動時間を短縮して実施します。 ※大阪府から、大会について、新たな方針が示された場合は変更となる場合があります。)

4. 給食等における活動について

食事前後の手洗いと、飛沫防止のための会食時の会話をしない指導を徹底します。

5. 休み時間における活動について

屋内外を問わず、原則マスク着用とし、激しい運動は行いません。また、体調不良等を起こさないよう、見守りを行います。

6. 学校外の行動に対する指導について

不要不急の外出は控えることなどを指導します。また、塾等の習い事に行く際にもマスクをし、極力、人との接触は避け、速やかに帰宅するよう指導しますので、ご家庭でも、同様の指導をお願いします。

<選択登校制について>

感染拡大により、登校に不安を感じる場合は、自宅での学習を選択することが可能です。その場合でも、全ての子どもたちに配備したタブレットを活用し、教室の授業をライブ配信します。「授業のライブ配信」を視聴し、一定の要件（課題の提出、家庭と学校との連携 等）を満たした場合は、「出席」扱いとします。

「選択登校制」「授業のライブ配信」をご希望される方は、学校までご相談ください。